

岩渕先生からのお問い合わせに関する当社見解

2021年7月26日

参議院議員 岩渕 友 先生

東京都千代田区神田須田町 1-18
アーバンスクエア神田ビル 5F
株式会社 G-Bio イニシアティブ
代表取締役社長 柳沼 紀之

いつも大変お世話になっております。

また、この度はこのような機会をおつくりいただきまして、大変ありがとうございます。

今回のお問い合わせにつきまして、以下の通り回答させていただきます。

また、弊社からの質問につきましては、文書でのご回答を頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

1. 事実関係

2021年7月11日午後1時30分から石巻市須江農村定住センターにて行われた住民説明会にて、私、柳沼紀之が以下の発言を致しました。(以下「柳沼発言」とさせていただきます)

「共産党の先生がまったく情報のない、みなさんから聞いた情報だけで国会で質問をしている」

2. 柳沼発言の趣旨

柳沼発言の趣旨について、以下、ご説明させていただきます。

まず、一般的に、争点に対立している案件について問題点を指摘し、議論を行う場合には、問題となっている事案の客観的事実の確認が重要となってくることは論を俟たないところです。

そして、どのような客観的事実があるのかを確認し、さらにそれに評価を加えて議論をするためには、対立当事者双方からの聞き取りを行う等の慎重な事実関係の確認が重要になってくるものと弊社では考えております。

なぜなら、一方当事者からの聞き取りのみでは、聞き取りの事実の範囲に偏りが生じる恐れ

も高くなりますし、また、聞き取った事実の評価を行う際にも、客観的な評価が困難になってくる恐れが生じるからです。

そして、このことは、立法活動にかかわる立法事実の確認をする場合には、多様な民意を反映し、適正な手続きを担保するという観点からも、通常の場合に比して、より慎重に事実認定および評価を加えることが重要であると考えております。

このような観点からは、この度なされた議員発言は、反対当事者である弊社や賛成する住民等に対する聞き取りを十分に行うことなく、発電所建設に対して反対する住民の方々の一方的な主張のみを前提として質問をされているため、明らかに事実と反しているもしくは事実の評価として不相当な評価がされている点が存在しているものと考えております。

そこで、国会議員の先生方が委員会において協議を行うにあたって必要な質疑応答の場面としては、事実の確認およびその評価を行うにあたって、適正手続きの確保という観点からも、必要な前提条件が十分に満たされていないのではないかと懸念があったため、柳沼としては、改めてその旨、説明する趣旨で柳沼発言をさせていただいた次第となります。

以上の説明をもって回答とさせていただきます。

以下に先生のご質問時のご発言に関して質問させていただきます。

ご回答は8月10日（火）までに文書でいただければ幸甚でございます。

3. 岩淵先生のご発言に関するご質問

発言 No	岩淵先生のご発言内容	質問 No	ご発言に関するご質問
091	森林約八万平米、東京ドーム二個分近くあるわけですがけれども、これだけの森林を買収をして火力発電所を建設する計画なんです。	1	森林の定義は何でしょうか？ 当社は8万平米の林地（宅地、農地を含む）の内、4万平米を残地林地（法面緑地1万平米を含む）とする計画をしています。この事実を発言されなかったのは何故ですか？
	近くには、保育所や小学校、人口が今増加をしている住宅地があるんですね。	2	保育所・小学校が近くにあるということですが、具体的な距離をお示しください。
		3	人口が増加している住宅地の丁目、調査期間、人口増加数をお示しください。
	ディーゼルエンジンで二十四時間稼働し、液体燃料では国内最大規模で、振動、騒音、悪臭、大気汚染など、生活環境の悪	4	どのような根拠を持って「生活環境の悪化が懸念をされている」というご発言をされているのでしょうか？

	化が懸念をされています。	5	また、この点に関しては、準備書で環境影響予測結果を示しておりますが、それについては、どのようにお考えですか？
	資料の二を御覧ください。これ、燃料輸送のために大型トレーラーが一日三十三台も通学路を横切る計画があるんです。安全面でも非常に心配をされているんですね。	6	反対運動をしている方々は、当該地域の道路は今でも多くの大型トラック、ダンプが利用していて危ないと主張しておられますが、ご指摘されている道路の安全対策について、現状のままで良いとお考えでしょうか？
	市議会でも県議会でも、我が党議員だけではなくて超党派で質問が行われていて、	7	市議会・県議会で超党派の質問があったという事実をお示してください。
	県議会では今年三月、建設反対の署名は今年二月末時点で一万筆を超えたと、この須江地区住民の過半数を超えていると、住民の大多数が建設中止の意思であることは明確になっているということ、国に意見書提出を求める請願が全会一致で採択をされています。	8	愛知県知事リコール不正署名事件などで、署名運動の不正が問題となっていますが、全ての建設反対署名が有効であることをどのようにご確認されたのでしょうか？
		9	有効であることが確認できた署名数の内、須江地区住民の建設反対署名数は幾つでしたでしょうか？
		10	反対運動に使用した資料には著作権侵害や、事実誤認などの表現があることを当社顧問弁護士から指摘し、署名活動の実施者側はそれを認めています。こうした実態をどのようにお考えですか？
		11	国会の場で質問する前に事業当事者である合同会社G-Bio石巻須江に事実関係の確認をされなかったのは何故でしょうか？
093	この事業は県の条例アセスメント手続の対象なんです。現在は準備書が提出をされて、間もなく意見受付が締め切られます。		
	方法書提出後の住民説明会、これは二〇一九年の一月に行われているんですけども、町内会などへの事前案内は一切なくて、新聞に公告を載せただけと。	12	環境影響評価の方法書の説明会の案内は宮城県条例に基づいて、県公報への公告と一般新聞告知で行いました。その後、地域の要望をできるだけ取り入れ、自主的説明会や準備書の説明会の案内・運営を実施しております。また、G-Bio石巻須江発電所のホームページでも説明会の案内を行っております。何故これらの点には触れていないのでしょうか？

			か？
		13	さらにホームページでは、当社の事業に関する社会的な意義や理念、環境価値についても積極的に情報公開を行っております。特に地域の住民の方々の疑問・質問についてもお答えしております。G-Bio 石巻須江発電所のホームページの内容をどう評価されるのでしょうか？
	説明会でも、資料と説明の内容が違って、撮影も駄目、録音も駄目ということで、住民の合意を得ようという姿勢がほとんどありませんでした。	14	撮影・録音は質問者が逡巡する恐れがあることから禁止としました。この事に関してどうお考えですか？
		15	また、民意の合意を得ようという姿勢がほとんどないとのことですが、どのような事実を根拠としてそのような主張をされたのでしょうか？
		16	また、その事実はどのように確認をされたのでしょうか？
	方法書に対する宮城県の知事の意見では、冒頭紹介をしたような生活環境への重大な影響や交通環境負荷の増加による影響への懸念を示して、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は対象事業実施区域の見直しを行うこと、事業内容に対する十分な理解を得たことを確認した上で事業を進めること、こう厳しく指摘をしているんですね。	17	国や県が定めている環境影響評価を実施する目的、評価項目並びに評価に対する科学的な根拠について、どのようにお考えですか？
		18	国や自治体が定める環境基準をどのようにお考えですか？
	大臣、これ、県のアセスでの指摘を無視をするようなこうした開き直りの態度や姿勢が許されるのかと。大臣の認識をお聞きします。	19	県のアセスでの指摘を無視とは具体的に何を指しているのでしょうか？
095	石巻の市議会では超党派で反対が広がっていて、今年三月には全会一致で経済産業大臣、資源エネルギー庁の長官宛ての意見書を採択しているんです。二つの要	20	超党派での請願が採択されたことは存じております。しかしながら、少なくとも請願書・意見書には反対の文字は有りませんので、『超党派で反対』の根拠をお示しください。

	望を上げているんですけども、この二つの要望項目を読み上げてください。		
099	これ、要望の二つ目に関わって、この事業者は二〇一七年二月二十二日に F I T 認定を受けているんですけども、その際の申請燃料というのはパーム油だったんです。けれども、パーム油については国際的に問題視する流れが強まっていて、米国ではバイオ燃料としてのパーム油利用は禁止する、EUでは段階的に廃止するなど、厳しい目が向けられているんですね。	21	FIT 制度でパーム油に限定された時期や理由に関して、どうお考えですか？
	こうしたことを受けて、事業者は住民に対して、燃料はパーム油ではなくてポンガミア油を使用するという説明を始めているんですよ。	22	当社が『パーム油については国際的に問題視する流れが強まって』きたことを受けて、『ポンガミア油を使用するという説明を始めている』とのご発言ですが、何故そう言えるのでしょうか？
101	このパーム油の旗色が悪いというふうに判断すれば F I T 認定もされていない燃料を使うって説明する事業者の態度というのは、誠実とはとても言えないですよ。こういう事業者を信頼しろと言われても難しいというのは当然のことだと思うんです。 このような事業者の F I T 認定、取り消すべきではないでしょうか、大臣。	23	当社がいつからポンガミア油燃料生産企業とともに活動をしているのかご存知でしたらお答えください。
107	資料の三を見ていただきたいんです。これ、燃料種別、産地ごとのライフサイクル GHG の排出量の試算だということなんですけれども、そもそも、今ずっと出ている第三者認証で確認をしたとしても、産地への負荷があって、生産方法によってはこの温室効果ガスも LNG より高くなる問題もあるんですね。	24	『燃料種別、産地ごとのライフサイクル GHG の排出量の試算』について、言及していらっしゃるんですが、RSB 基準に関して、どのようなお考えをお持ちでしょうか？
	自治体はこの計画に反対をされていて、実現する見通しもないのに無責任な対応だと言わざるを得ないです。	25	自治体はこの計画に反対しているという根拠をお示しください。

<p>こんないいかげんな対応、そして、地元住民や自治体に真面目に説明をしない事業者との間に、長期にわたる発電事業になりますよね、これを続ける信頼関係築けないと、FIT認定取り消すべきだということを改めて求めたいと思うんです。</p>	26	<p>賛同者もいて、さらには、二十数名の地権者もいて発電所の建設に賛同してくれていますが、その人たちの意向はどの様にお考えですか？</p>
	27	<p>現状地すべり危険地帯で生活している住民は本発電所による、防災対策に期待していらっしゃると思いますが、こういった方々のご意向をどのようにお考えですか？</p>
<p>EUでは、大規模な再エネを進めるときには地域住民の合意が大前提となっています。本来、再エネはその地域住民の利益につながるよう進めるべきだということを求めて、質問を終わります。</p>	28	<p>「EUにおける電源毎の大規模な再エネと地域住民との合意」とはどのような内容をさしていますか？</p>

以上